

登記所備付地図作成作業について(お知らせ)

青森地方法務局では、登記所備付地図作成作業を実施しています。

☆ 地図を作成する理由

法務局には、土地や建物を相続したり、売買した場合に、所有者等を記録する登記簿のほか、一般に「公図」と呼ばれている地図が備え付けられ、公開しています。

ところが、現在法務局に備え付けられている公図は、明治期の地租改正の際に作成されたものが多く、現地において境界（筆界）を復元できるほどの精度と正確性は有していません。

そのため、法務局では、このような公図の地区について一筆の土地ごとに境界（筆界）を確認して、より正確な測量をし、現況と一致する精度の高い地図を作成しています。

新しく作成される地図は、現地復元性があり、例えば、境界標が紛失するなど、何らかの事情で現地において境界が分からなくなった場合、この地図があれば境界を復元することができるものであり、精度の高い正確な地図となります。

地図の証明書のイメージ

請求部分	所在		〇〇市大字〇〇字〇〇		地番	13番		
縮尺	1/500	精度区分	甲二番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	法務局作成地図
作成年月日	平成〇年〇月〇		備付年月日(原図)	平成〇年〇月〇		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成 年 月 日
青森地方法務局
登記官 〇〇〇

電子公印

☆ 地図作成の効果

- 国家基準点に基づいた測量により作成された地図によって、土地の位置、区画を特定することができるため、境界に関する紛争を未然に防ぐことができます。
- 境界標が無くなるなどして、現地において土地の境界が分からなくなっても、地図に基づいて復元測量をすることによって境界を探し出すことができます。
- 調査・測量の結果、地目や面積に誤りが発見された土地については、現況に一致させる登記をします。
- 地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられ、厳格な維持管理が行われます。

地図作成地域内に土地を所有する皆様には、この作業の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。